

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当)
たるときは、そ
の翌日)

目次

◇告 示 土地改良区の役員の就退任

保安林予定森林(二件)

開発行為に関する工事の完了

◇公 告 採石業務管理者試験の合格者

土地収用法による収用の裁決手続の開始の決定

第二種大規模小売店舗についての消費者等の意見の聴取

告 示

鳥取県告示第五百四十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十六年六月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

北村弓河内土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	中 泰男	八頭郡河原町大字北村一九〇	
"	山口 幸雄	"	二四八
"	山口 弘次	"	七三〇一
"	上田 哲雄	"	二〇一
"	森田 豊	"	二〇八
"	北村 道之	"	二〇三
"	有田 操	"	三一七
"	谷口健太郎	"	八五
"	森田 利男	"	六八
"	露木 市雄	大字弓河内二五二	
"	竹内 茂美	"	二四六
"	露木 秀実	"	二七四
"	露木 範章	"	一四七
"	竹内 輝男	"	一六四
"	窪田 一夫	"	三一九
"	中嶋 房雄	大字北村三三二	
監事	中塚 益雄	大字弓河内一九一	

任期満了により退任

北村弓河内土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 中 泰男 八頭郡河原町大字北村一九〇

山口 幸雄 二四八

山口 弘次 七三〇―一

上田 哲雄 二〇一

森田 豊 二〇八

北村 道之 二〇三

有田 操 三一七

谷口健太郎 八五

森田 利男 六八

露木 市雄 大字弓河内二五二

竹内 茂美 二四六

露木 秀実 二七四

露木 範章 一四七

竹内 輝男 一六四

窪田 一夫 三一九

監事 中嶋 房雄 大字北村三三二

中塚 益雄 大字弓河内一九一

任 任 昭和五十四年七月十日開催の総会で総選挙の結果当選し、同月十八日就任 任期四年

北条町土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事

柿本 清一 東伯郡北条町大字田井三四一

岸田 政雄 大字土下二〇六

岸田喜代治 一九六

岩間 信好 大字米里六四五

山口 長利 大字島六五七―五

磯江 茂 大字北尾四六〇

杉本 壽 大字弓原四一八

浜本 二郎 六一七

石賀十七一 大字下神七三六―一

遠藤 清春 大字松神八二九

谷本 正和 大字曲三一六

田中喜八郎 五七一

生田 貢 大字江北五四三

松本 秋 六二―一

岡野 政則 一七〇二

磯江 豊 一九八九

野嶋 友一 大字国坂四二八

野嶋 稔 一四九三―八

中口 春利 一五五九

榊田 一成 大字江北二四六二

田熊 康祐 大字米里三〇六

引田 鐵一 大字江北九一

任期満了により退任

北条町土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 谷本 正和 東伯郡北条町大字曲三二六

田中喜八郎 五七一

笠見 博視 大字松神七一五

石賀十七一 大字下神七三六一

田中 泰昌 大字弓原三八三

岩本壽太郎 六一三

磯江 茂 大字北尾四六〇

日置 栄 大字島六三四

田熊 偉雄 大字米里三一三

野田 久良 大字土下一九二

井上 定義 大字田井三三三

岸田喜代治 大字土下一九六

松本 秋 大字江北六二一

生田 貢 五四三

岡野 政則 一七〇二

淀瀬 博行 二〇九二

井上 好長 大字国坂五四四

玉井 克典 二〇六一四

中口 春利 一五五九

榊田 一成 大字江北二四六二

引田 鐵一 九一

田熊 康祐 大字米里三〇六

昭和五十六年四月十三日開催の総代会において総選挙の結果当選し、同月二十八日就任 任期四年

鳥取県告示第五百四十八号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年六月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡船岡町大字下野字和見谷西側奥分一一五三、一一五四、字和見谷鳥巢一一五五の一、一一六二、字水目谷口下側一一六三、一一六四、一一六九、字水目谷一一七六、一一七七の三、一一七八、一一七九、字水目谷上平一一八四、一一八六から一一八八まで、字和見谷奥笹尾谷一一八九から一一九一まで、一一九二から一一九四まで、字和見谷奥笹尾谷上ミ平一一九七の一から一一九七の三まで、字和見谷奥奥谷一一〇〇の一、字和見谷奥日之平一二〇五、字サカヲトシ一二一四、一二一五、字茗荷谷一二二〇(以上二十九筆について、次の図に示す部分に限る)、字手尾谷西側口分九四九、字手尾谷西側奥分九五〇、九五〇の一、九五〇の内一、九五〇の二、九五二から九五三まで、九五三の一、九五四から九六一まで、九六三、九六四、九六六から九六九まで、字手尾谷奥詰一一〇の一、九七〇から九七二まで、九七二の一、九七二の二、九七

四、九七五の二から九七五の三まで、九七六から九七八まで、字手尾谷東側奥分九七九から九八六まで、九八六の一、九八七から九八九まで、九九〇の一、九九〇の二、九九一から九九四まで、九九四の一、字手尾谷東側口分九九五から一〇〇三まで、一〇〇五、字檜ヶ市平一〇一〇、一〇一一、一〇一三、一〇一四、字尾手見谷西側口分一〇一六から一〇一八まで、字尾手見谷西側奥分一〇一九、字尾手見谷東側奥分一〇二〇、一〇二二、字尾手見谷東側中分一〇二二から一〇二四まで、一〇二四の一、字尾手見谷東側口分一〇二五から一〇二七まで、字大倉谷西側口分一〇二八の二から一〇二八の三まで、一〇二九、一〇三〇、字大倉谷西側中分一〇三一、一〇三一の一、一〇三二から一〇三四まで、字大倉谷西側奥分一〇三五から一〇三七まで、一〇三八の一、一〇三八の二、一〇三九、字大倉谷奥詰一五三の三、一五三の四、一五三の六から一五三の八まで、一〇四〇、一〇四一、一〇四三から一〇四九まで、一〇五三から一〇五七まで、一〇五九、一〇六〇の一、一〇六〇の二、一〇六一から一〇六六まで、一〇六八から一〇七〇まで、字大倉谷東側中分一〇七一から一〇七八まで、字井手谷西側口分一〇八七から一〇九三まで、一〇九三の一、字井手谷西側奥分五〇〇の七、五〇〇の一から五〇〇の一三まで、一〇九四、一〇九五の二、一〇九六、字井手谷丸尾五〇〇の五、五〇〇の八から、五〇〇の一〇まで、五〇〇の一四から五〇〇の一七まで、一〇九八から一一〇五まで、一一〇七、字澤ヶ谷一一〇八、一一一〇、一一一一、一一一三、字カラホ、一一一四から一一一八まで、字西小谷平一一一九、一一二一から一一二三まで、一一二三の一、字円護谷西側一二二四、一二二五、一二二五の一、一二二六、一二二七、一二二七の一、一二二八から一二三一まで、字琵琶谷一二三二の一、一一

三二の二、一一三三から一一三六まで、一一三八から一一四〇まで、字和見谷西側口分一二四一の一、一二四一の二、一二四二、一二四二の一、一二四三の一、一二四四から一二四六まで、字和見谷西側奥分一二四七から一一五〇まで、一一五〇の一、一一五二、一一五二、字和見谷鳥巢一一五五から一一五七まで、一一五七の一、一一五八、一一五八の一、一一五九、一一五九の一、一一五九の二、一一六〇、一一六一、一一六一の一、一一六一の二、字水目谷口下側一二六四の一、一二六五、一二六六、一二六六の一、一一六七、一一六七の一、一一六八、字水目谷七六〇、一一七三、一一七四、一一七四の一、一一七五、一一七六の一、一一七七の一、一一七七の二、一一八〇、一一八二、一一八二の一、一一八三、字水目谷上平一一七一の一、一一七一の三、字和見谷奥笹尾谷一一九一の一、字和見谷奥笹尾谷上平一一九五、一一九六、一一九八の一、一一九八の三、一一九八の四、字和見谷奥藁谷一二〇〇の二、一二〇一、一二〇二、字和見谷奥右之谷一二〇三、字和見谷字瀧一二〇四、字和見谷奥日之平一二〇五の一、一二〇六、一二〇七、一二〇七の一、一二〇八から一二一〇まで、字サカヲトシ一二一一、一二一二、一二一二の一、一二二五の一、字茗荷谷七六五、七六五の一、七六六、七六六の一、七六七、七六七の一、一二二二、一二二二の一、一二二二から一二二四まで、字舟谷奥分一二二五、一二二五の一、一二二五の二、一二二五の次一、一二二五の次二、一二二六、一二二六の一、一二二七、一二二七の一、一二二八から一二三〇まで、字棚田一二三一、一二三二の二から一二三三の三まで、一二三三、一二三四の一、一二三五、一二三六の一、一二三六の二、大字大江字和庄谷奥一二〇三、一二〇三の一、一二〇四、一二〇五、字和庄谷下モ平一二〇六から一二〇九まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採できる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び船岡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百四十九号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年六月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡那加町大字篠波字本谷七五三の七八

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、次のとおりとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二 1 保安林予定森林の所在場所

(一) 八頭郡八東町大字妻鹿野字迎平一四三一、一四三二、一四三四、一四三五、一四三六の二、一四三八の二、一四三九、一四四〇の一、一四四一の一、一四四二の二、一四四二、字迎瀧一四四三、一四五

一、一四五二、一四五三の一、一四五四の一、一四五六の一、一四五七から一四六〇まで、一四六一の一、一四六一の二、一四六二の一、一四六二の二、一四六三、一四六五、一四六六の一、一四六八

の一、一四六九から一四七三まで、一四七四の一、一四七七の一、一四七八、一四七九、一四八一、一四八二

(二) 佐治村大字余戸字八倉二六二の二、二六二の三

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、八頭地域森林計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

三 保安林予定森林の所在場所

(一) 八頭郡河原町大字北村字小出ヨリ藁谷迄九四一の一八

(二) 鳥取市矢矯字毛無シ六四一、字毛無シ西平六四二の一(以上二筆
について、次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、鳥取地域森林計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

四 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥八二六の二二、八二六の二六(

以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、大字福山字カン
ナカ谷二四五の一、字小平谷二七二、字不動谷二七六の一、字定十
平三六九の一、三七〇の一、字清水谷三七一、三七二、三七四、大
字穴鴨字猿返一三七四の二、一三七四の四、一三七四の五、一三七

四の一七から一三七四の三五まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、倉吉地域森林計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥
取県農林水産部造林課及び郡家町役場、八東町役場、河原町役場、鳥取市
役所又は三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百五十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年
法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年六月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年二月二十七日 鳥取県指令受都計第二十九号

- 一 開発区域に含まれる地籍の名称
米子市高麗字伊勢田
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市東郷原町五〇—二
田 泰 斗

公 告

昭和56年6月2日に実施した第10回採石業務管理者試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和56年6月9日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

合格者の受験番号及び氏名	1 坪根 俊雄	2 福田 和年	3 松田 剛	7 安藤 知子
9 小林 徳彦	13 山田 忠義	15 横山 剛夫	16 本多 真澄	
17 滝山みどり	19 久野 幸雄	20 中島 耕二	21 広沢 仁敬	
22 山本 康雄	24 米井 明	25 久本 薫	27 李 起秀	
28 山根 清道	29 竹好真一郎	31 伊藤 秀義	32 山崎 正人	
33 柏木 純朋	37 小山 宗之	38 前田 忠雄	40 林原 泰典	
41 当別当正三	42 井上 明浩	43 荒木 英春	44 岡 勝俊	
45 伊藤 忠之	46 前田 豊吉	49 宮本 佐章	51 山浦 正之	
56 中原 幸夫	57 落合 金市	59 石田 強		

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

昭和56年6月9日

鳥取県収用委員会会長 山 耕 博

- 1 起業者の名称
鳥取県知事
- 2 事業の種類
一級河川千代川水系支川狐川改良工事

3 裁決手続の開始を決定した年月日
昭和56年5月23日

4 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番地目及び地積並びに土地所有者の氏名及び住所

所 在	地番	地目	土地登記簿上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	裁決手続の開始を決定する土地の地積 (㎡)	土 地 所 有 者	
						氏 名	住 所
鳥取市西品治字田島前ノ二	813-3	宅地	208.26	182.76	57.23	米村新太郎	鳥取市西品治813-3
同	上	同上	57.01	80.62	80.62	同	同上
同	上	同上	117.98	117.89	82.55	土地所有者不明 ただし山根徳太郎又は米村新太郎	鳥取市西品治789 鳥取市西品治813-3
鳥取市西品治字新泰屋	783-2	如	38	32.34	29.37	米村新太郎	鳥取市西品治813-3

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第7条第2項（第9条第4項において準用する場合を含む。）の規定により次の第二種大規模小売店舗について、消費者又はその団体、小売業者又はその団体その他のものの意見を聴きたいので、意見を述べようとする者は、その意見書を大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、昭和56年6月22日までに鳥取県商工労働部商工指導課に提出してください。

昭和56年6月9日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 八 村 信 三

- 1 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
 ハウジングランドいない鳥取駅南店
 鳥取市富安一丁目50
- 2 届出者の名称及び所在地
 有限会社 稲井豊平金物機工
 倉吉市瀬崎町2770番地
- 3 開店日 昭和57年2月7日
- 4 店舗面積 597平方メートル
- 5 閉店時刻 午後6時15分
- 6 休業日数 年間10日
- 7 主として販売する物品の種類
 家庭用品、大工道具、機械工具、園芸用品、建築資材用具、山林左官
 板金道具、電動工具、塗料、カー用品、がん具

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一筒月千二百円（送料を含む。）】